

第26節 建物の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用にあたっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(イ) 胎内市の責務

- a 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。
- b 実施本部を設置し、判定を実施する。
- c 被災者等への判定実施の周知を図る。
- d 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。
- e 判定結果の集計を行い県に報告する。

(ウ) 新潟県の責務

- a 胎内市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、胎内市が実施する判定活動を支援する。
- b 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、国土交通省及び広域被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「ブロック協議会」という）に応援を要請する。
- c 判定活動に必要な情報収集を行い、被災した胎内市に情報提供する。
- d 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。
- e 判定結果の集計、整理、記録作成を行う。

(エ) 国土交通省及び北陸地方整備局の責務

- a 新潟県災害対策実施本部の応援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う

(オ) 建築士会等の建築関係団体の責務

- a 判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

(カ) 応急危険度判定士の責務

- a 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
- b 判定士への情報連絡に協力する。
- c 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

イ 活動調整

県（支援本部）、胎内市（実施本部）、ブロック協議会幹事県（支援本部）、国土交通省（支援調整本部）、（社）建築士会、応急危険度判定士

ウ 達成目標

- a 応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後1日	県内判定士による判定活動の開始
〃3日	県外判定士による判定活動の開始
〃10日	判定活動の終了
〃10日～	判定結果に対する相談業務への移行

(2) 要配慮者に対する配慮策（胎内市）

- ア 応急危険度判定の目的の周知。徹底（罹災証明との区別を十分に説明）
イ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

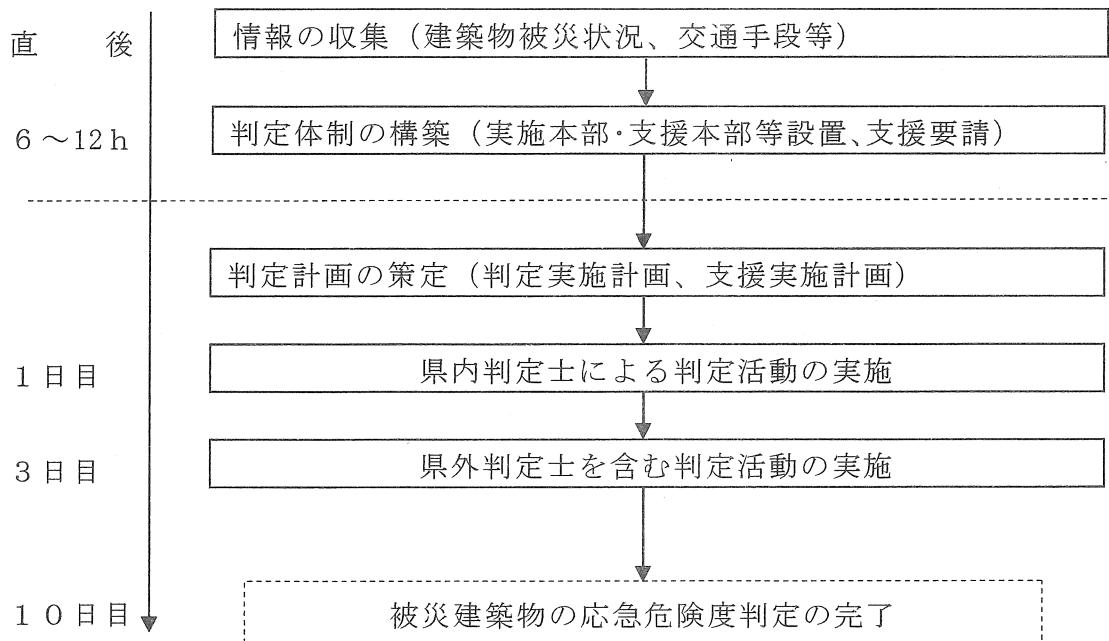
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
判定士	胎内市	建築物の被災状況
胎内市	新潟県	判定実施の要否、実施計画 判定支援要請の有無及び内容
新潟県	フロック協議会幹事 県	広域支援要請の有無及び内容 判定拠点までの交通事情等
新潟県	国土交通省	判定応援要請及び他の都道府県との支援調整 要請の有無及び内容
新潟県	建築関係団体	確保が必要な判定士の数 判定拠点までの交通事情等
新潟県	市町村 (被災地以外)	判定士派遣等の要請の内容 判定拠点までの交通事情等

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
胎内市	住民	判定活動実施の広報
新潟県	胎内市	支援予定情報 被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	対 策
判定士	・建築物等の被害状況を胎内市に連絡
胎内市 (実施本部)	・建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。 ・得られた情報から、建築物被害の予測を行う。
新潟県 (支援本部)	・被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・胎内市への情報提供を行う。
国 (支援調整本部)	・被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・県への情報提供を行う。

(2) 判定体制の構築

実施主体	対 策
胎内市 (実施本部)	・実施本部、判定拠点を設置する。 ・判定コーディネーターを配置する。 ・県に支援要請を行う。
新潟県 (支援本部)	・支援本部を設置する。 ・(社)建築士会等の建築関係団体の協力により判定士を確保する。 ・その他の市町村に協力を要請する。 ・国土交通省、ブロック協議会幹事県に広域支援を要請する。
国土交通省 (支援調整本部)	・支援調整本部を設置する。 ・建築関係団体に協力を要請する。

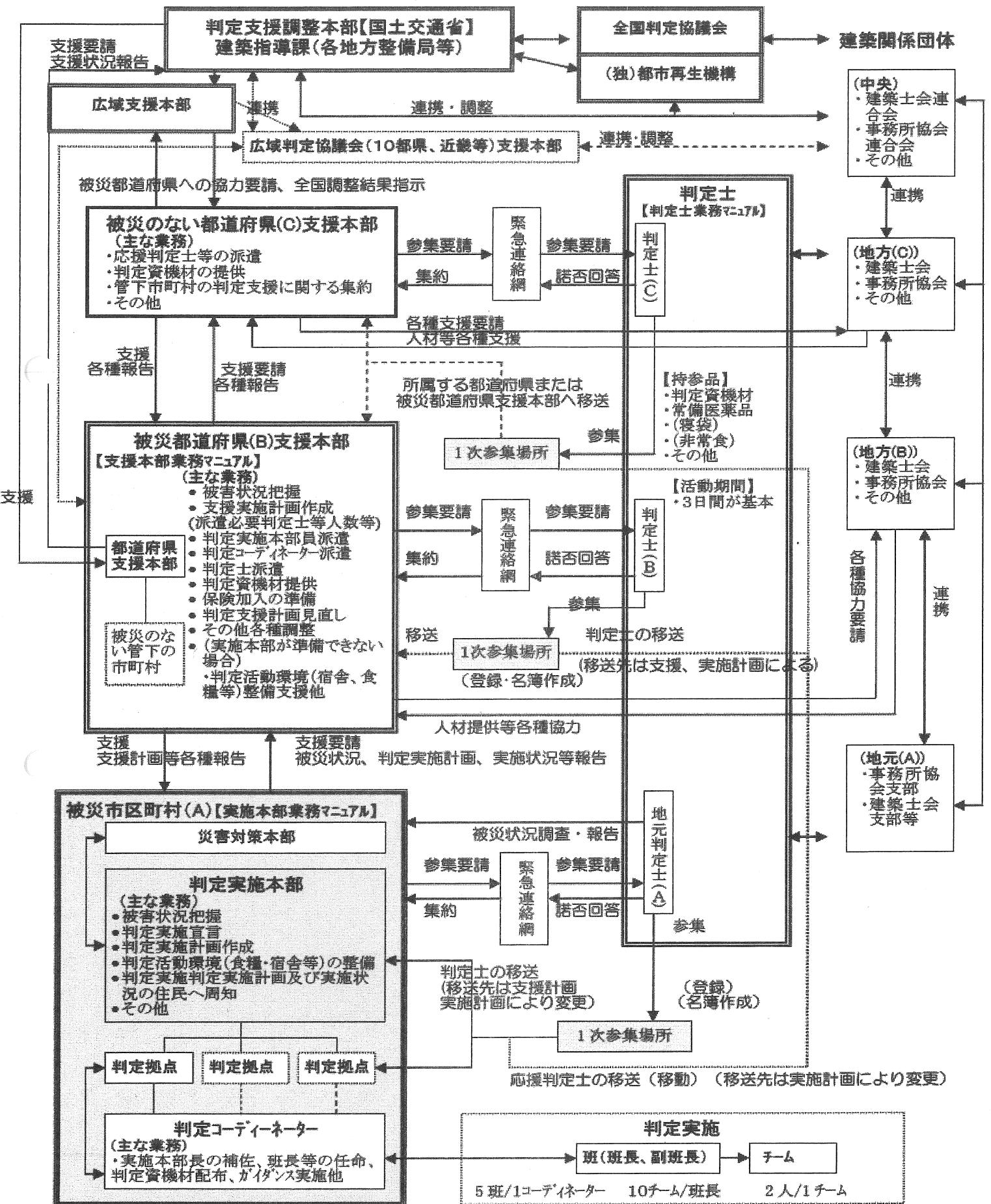
(3) 判定計画の作成

実施主体	対 策
胎内市 (実施本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・判定実施の要否を決定する。 ・判定実施計画を作成する。 ・地元判定士を参考集する。 ・住民への周知、広報を行う。
新潟県 (支援本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援実施計画を作成する。 ・応援判定士の派遣の調整を行う。 ・判定資機材等を調達する。 ・輸送方法を確保する。
国土交通省 (支援調整本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県の支援本部との応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。

(4) 判定・支援の実施

実施主体	対 策
胎内市 (実施本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・判定士の受け入れを行う。 ・判定資機材を判定士に供給する。 ・判定士を実施地区に誘導する。 ・判定結果を県に報告する。
新潟県 (支援本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・応援判定士の実施本部に派遣する。 ・判定資機材を実施本部に提供する。 ・判定結果のとりまとめを行う。 ・民間判定士補償制度の手続を行う。
国土交通省 (支援調整本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。
判定士	<ul style="list-style-type: none"> ・判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 ・判定業務を行う。

判定実施体制（詳細は「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」参照）



第27節 宅地等の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

- a 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- b 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、新潟県及び胎内市が行う体制整備に協力するよう努める。

(イ) 胎内市の責務

- a 胎内市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- b 胎内市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- c 胎内市長は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。
- d 胎内市長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- e 胎内市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

(ウ) 新潟県の責務

- a 県は、市町村の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成、啓発を行う。
- b 知事は、胎内市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。
- c 被災の規模等により胎内市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。
- d 知事は、胎内市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

(エ) 国土交通省の責務

- a 國土交通省は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めた時は、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

(オ) 宅地擁壁技術協会の責務

知事からの要請があった場合は、宅地判定士の派遣等に協力する。

イ 活動調整

県災害対策本部、胎内市災害対策本部

ウ 達成目標

(実施の決定)

- a 胎内市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね 24 時間以内に決定する。
- b 知事は、被災の規模等により胎内市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね 24 時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

(対象区域及び宅地の決定)

- a 胎内市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

(実施体制の調整)

- a 胎内市長は、危険度判定の実施に際し、概ね 72 時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
- b 知事は、胎内市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね 72 時間以内に支援措置を講じる。

(危険度判定の実施)

- a 胎内市長は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

2 情報の流れ

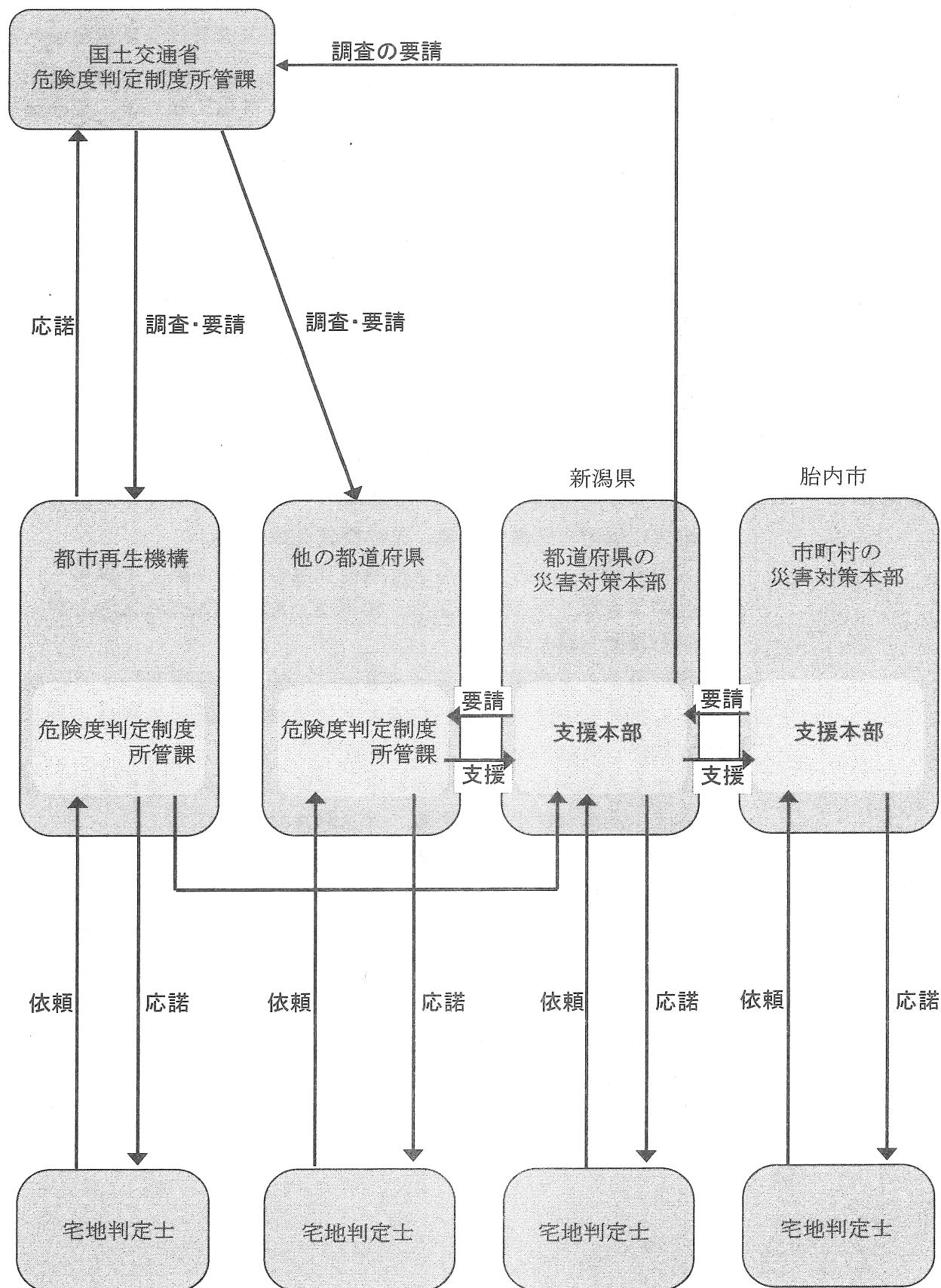
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
宅地管理者(地権者)	胎内市	宅地の被災情報
胎内市	新潟県	宅地の被災情報 支援要請の有無
新潟県	国土交通省	宅地の被災情報 支援要請の有無
新潟県	宅地擁壁技術協会	支援要請の有無

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
宅地判定士	宅地管理者(地権者)	被災宅地の危険度判定結果
	第三者(通行人など)	被災宅地の危険度判定結果
	胎内市	被災宅地の危険度判定結果

3 業務の体系



4 業務の内容

実施主体	対 策
宅地判定士	<ul style="list-style-type: none">・危険度判定の円滑な実施のため、県及び胎内市が行う体制整備に協力するよう努める。
胎内市	<ul style="list-style-type: none">・大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。・危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。・被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を知事に要請する・危険度判定制度について住民に周知させる。・宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。・二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。・必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none">・胎内市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。・被災の規模等により胎内市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。・胎内市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。・他の都道府県知事から危険度判定の実施のための支援要請があつた場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none">・新潟県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めた時は、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

第28節 学校における応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、勤務時間外等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校、又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(イ) 胎内市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(ウ) 新潟県の責務

各学校や胎内市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、胎内市災害対策本部、県教育委員会

ウ 達成目標

中越大震災クラスの地震に際しても、地震後概ね2週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断に際し、より一層慎重に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
私立学校、高等専門学校、大学	新潟県	被害状況、臨時休業等
市立学校	胎内市教育委員会	被害状況、臨時休業等
胎内市教育委員会	新潟県教育事務所→ 新潟県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	新潟県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

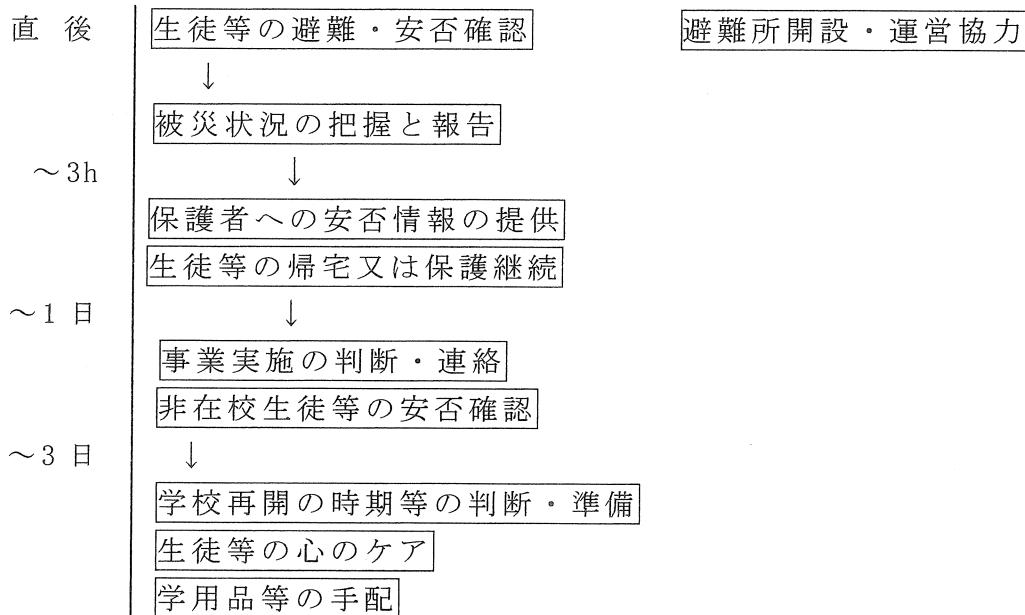
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
新潟県	私立学校、高等専門学校、大学	指導、助言等
新潟県教育委員会	県立学校	指導、助言等
新潟県教育委員会→ 新潟県教育事務所	市教育委員会	指導、助言等
胎内市教育委員会	市立学校	指導、助言等
胎内市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
新潟県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注) 緊急を要する場合や、胎内市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接胎内市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 学校における業務の体系

(1) 生徒等が在校している場合

☆地震発生



4 学校における業務の内容

(1) 生徒等の安全確保等のための措置

ア 生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等が在校している場合

a 生徒等の掌握・避難

直ちに全職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する。）

b 避難生徒等の安全確保

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を把握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記アと同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入つてこなかった生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長（幼稚園の園長含む。以下同じ。）及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに報告する。

夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従つて、第2報以下を行う。

- ・公立学校　学校の所在する地域で震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害に有無にかかわらず必ず報告する。

・私立学校 人的・物的被害が生じた場合に、直ちに報告する。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否か判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市を通じて県に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 生徒等の心のケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、胎内市教育委員会に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、胎内市長から指示又は依頼があったとき、又は近隣住民が学校に避難してきたときは、学校教育対策部、自主防災組織等と連携して学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

(ア) 校長 施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者

に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

- (イ) 副校長・教諭 校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。
- (ウ) 主幹教諭・教諭 校長等の指揮の下で避難者との対応等、避難所運営を支援する。
- (エ) 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。
- (オ) 栄養教諭・学校栄養職員等 学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。
- (カ) 事務職員等 行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。
- イ 校舎等を避難所として使用するときの注意
- (ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。
- (イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。
- (ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
- (エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市役所に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

5 胎内市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報について、胎内市の広報媒体や地域FM放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

- ア 学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又は斡旋する。
- イ 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導し、心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。
- ウ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 新潟県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や胎内市への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 県立学校施設の危険度判定を行う。

イ 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

ウ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

エ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、胎内市に斡旋する。

第29節 文化財応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、胎内市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は胎内市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 胎内市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、胎内市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等による被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び胎内市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・胎内市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び胎内市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者、管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。

3 新潟県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 胎内市指定等文化財

胎内市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に胎内市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

4 胎内市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

胎内市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 胎内市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

(3) 胎内市文化財リスト

胎内市の文化財のうち無形文化財を除いたリストを以下に示す。

胎内市文化財リスト(無形文化財除く)

指定区分	種別	名称	員数	所在地	所有者 (管理者)	備考
国指定	建造物	乙宝寺三重塔附棟札 1枚	1基	乙	乙宝寺	江戸初期
	古文書	奥山荘城館月条絵図 並びに付帯文書 3通	1巻	新和町	胎内市	鎌倉末期
	史跡	奥山荘城館遺跡	12箇所 中 11箇所	本郷町 羽黒 関沢 野中 村松浜 平木田 下館 蔵王 塩谷 西本町 古館	胎内市ほか	鎌倉初期～戦国
		・ 江上館跡				
		・ 鳥坂城跡				
		・ 倉田城跡				
		・ 野中石塔場群				
		・ 小高宮境内地				
		・ 韋馱天山遺跡				
		・ 黒川城跡				
		・ 蔵王権現遺跡				
		・ 臭水油坪				
		・ 坊城館跡				
		・ 古館館跡				
	有形民族文化財	荒川神社奉納模型和船 及び絵馬	2隻 85点	桃崎浜	胎内市	天保～明治
県指定	建造物	弁天堂	1棟	乙	乙宝寺	江戸初期
	絵画	紙本著色乙宝寺縁起絵 巻	1巻	乙	乙宝寺	江戸末期
	建造物	熊野若宮神社宮殿附棟 札 1枚	1棟	東本町	熊野若宮神社	元禄3年
	建造物	乙の八所神社宮殿	1棟	乙	乙区	
	工芸	金銅製華マン 附 玉 幡 2枚	1枚	乙	乙宝寺	大永4年 大永6年 天文7年
	工芸	鉄製紫燈鉢	1点	蔵王	蔵王金峰神社	元徳3年
	工芸	金峰神社の鰐口	1点	蔵王	蔵王金峰神社	永享8年
	工芸	木造役行者坐像	1体	蔵王	蔵王金峰神社	鎌倉時代
	考古資料	分谷地A遺跡 縄文時代漆製品	21点	黒川	胎内市	縄文時代
	考古資料	分谷地A遺跡 弥生時代再葬墓出土品	23点	黒川	胎内市	弥生時代
市指定	建造物	金毘羅神社本殿	1棟	村松浜	村松浜	
	建造物	乙山大日堂建立地固之 真景図		乙	乙宝寺	

市 指 定	書籍	大般若波羅蜜多經	117巻	乙	乙宝寺	
	書籍	石動神社神明社祭礼シ	2枚	鼓岡	佐藤喜代治	天保13年
	古文書	富岡鉄斎筆 越後国 乙宝寺猿物語絵図	1対	乙	乙宝寺	盗難
	古文書	胎内川普請絵図並付帶 文書	1巻	並櫻	伊藤タイ	
	工芸	懸仏	2体	藏王	金峰神社	応永11年
	工芸	華原ケイ	1点	藏王	金峰神社	貞永元年8月
	工芸	太刀	1口	本町	北越美術館	
	考古資料	鼓岡の経筒	5点	鼓岡	鼓岡	室町期
	考古資料	大乗院の経筒	1点	鼓岡	大乗院	室町期
	考古資料	乙宝寺の塔心礎	1基	乙	乙宝寺	
	考古資料	関沢の板碑群	10基	関沢	関沢区有	
	考古資料	長橋の板碑群	3基	長橋	長橋区有	
	考古資料	大輪寺の板碑群	7基	東本町	大輪寺	
	考古資料	棟札	1枚	藏王	金峰神社	永禄5年
	考古資料	棟札	1枚	藏王	金峰神社	元和7年
	考古資料	観音堂石仏群	2基	表町	表町区有	
	考古資料	乙宝寺墨書き石	9点	乙	乙宝寺	
	考古資料	板碑及び石仏	2基	西栄町	快蔵院	
	考古資料	六七日忌の墨書き石供養 塔婆	1点	下館	小野勇吉	天文11年
	考古資料	二七日忌の墨書き石供養 塔婆	1点	黒川	胎内市	長禄2年
	考古資料	高杯	1個	本町	北越美術館	
	考古資料	韋駄天山遺跡出土品	一括	西栄町	胎内市教	
	考古資料	須巻の板碑群	2基	須巻	桐生平次	鎌倉期
	考古資料	板井の庵寺板碑	1基	板井	板井	南北朝期
	考古資料	坪穴の板碑群	5基	坪穴	坪穴	鎌倉～南北朝期
	考古資料	下館の板碑	1基	下館	下館	室町期
	考古資料	大乗院の板碑	1基	鼓岡	大乗院	南北朝期
	考古資料	阿弥陀平の板碑	1基	黒川	胎内市	南北朝期
	考古資料	松山窯跡出土土器	一括	黒川	胎内市	古代
	考古資料	分谷地A遺跡再葬墓 弥生土器	一括	熱田坂	胎内市	弥生時代
	考古資料	分谷地A遺跡漆製品	一括	熱田坂	胎内市	縄文時代
	史跡	大沢遺跡		関沢	松村幹雄 他	
	史跡	古館館跡		古館	常光寺	
	史跡	分谷地A遺跡	1ヶ所	熱田坂	胎内市	縄文～弥生

市 指 定	天然記念物	一之堰の大櫻	1本	下館	胎内市	
	天然記念物	鍬江の枝垂杉	1本	鍬江	鍬江	
	天然記念物	乙宝寺のオオバカン		乙	乙宝寺	
	天然記念物	じゅんさい池	1ヶ所	栗木野	胎内市	
	天然記念物	鼓岡の大杉	1本	鼓岡	鼓岡	
	天然記念物	お不動様の大杉	1本	下荒沢	下荒沢	
	天然記念物	馬頭観音の大樅	1本	下荒沢	下赤谷	
	天然記念物	榧（カヤ）	1本	羽黒	羽田野巖	
	天然記念物	きのとざくら	1本	乙	乙宝寺	
	天然記念物	黒川の傘松根株	1点	下館	黒川の傘松根株 保存会	
	天然記念物	山王ノミツガシワ		山王	山王区有	
	天然記念物	十二天イタヤカエデ	1本	十二天	胎内市教	
	天然記念物	夏井の保谷池	1ヶ所	夏井	夏井	
	天然記念物	夏井の大波石	1ヶ所	夏井	夏井	
	彫刻	狛犬	一双	蔵王	金峰神社	大正15年
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1体	乙	乙宝寺	
	彫刻	十一面觀音立像	1体	築地	惣持寺	
	彫刻	木造聖觀世音菩薩立像	1躯	東牧	東牧寺	平安期
	彫刻	木造藏王権現立像	3躯	蔵王	金峰神社	室町期
	有形民族文化財	塩竈神社奉納船絵馬	34点	荒井浜	塩竈神社	
	有形民族文化財	石動神社奉納船絵馬	49点	中村浜	石動神社	
	有形民族文化財	山野神社奉納船絵馬	15点	山屋	山野神社	
	有形民族文化財	押絵船絵馬	1点	荒井浜	阿部正一	
	歴史資料	鳥牛王版木	1枚	山屋	山野神社	
	歴史資料	鷗辺詩集の版本添え書 簡	一揃	高橋	中倉慶子	
	歴史資料	鮎川掃頭部の碑	1基	新館	新館区有	
	歴史資料	俳諧山句碑群	7基	半山	胎内市	
	歴史資料	蘇民将来の版本	2点	山屋	山野神社	
	歴史資料	文殊堂奉納算額	3点	野中	野中区有	
	歴史資料	林大学頭信敬書	1面	東牧	東牧寺	寛政元年
	歴史資料	越後輿地全図	7枚	黒川	胎内市	文化13年

第30節 障害物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・胎内市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 新潟県の責務

- a 県災害対策本部生活基盤対策部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港等施設の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。
- b 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

(イ) 道路管理者の責務（国、県、胎内市、東日本高速道路株式会社）

- a 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下、緊急輸送道路という。）については、最優先に実施する。
- b あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- c 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。
- d 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村協力を得て排除する。

(ウ) 河川及び港等管理者等の責務（国、県、胎内市）

- a 河川管理者及び港等管理者は、その所管する河川区域及び港等区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。
- b 第九管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべ

きことを命じ、又は勧告する。

(イ) 胎内市の責務

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

イ 活動の調整

県災害対策本部生活基盤対策部は、被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国の関係出先機関、自衛隊及び胎内市と連絡体制を強化する。

ウ 達成目標

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

輸送路等の障害物情報収集	地震発生から3時間以内
緊急輸送道路の障害物の除去	地震発生から6時間以内
その他の輸送路等の障害物の除去	地震発生から24時間以内

(2) 積雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、県災害対策本部生活基盤対策部は、国等の関係機関とともに、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

胎内市においても緊急輸送ルートの確保を図るため、地域整備対策部は除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図るものとする。積雪及び被災状況に応じて、県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

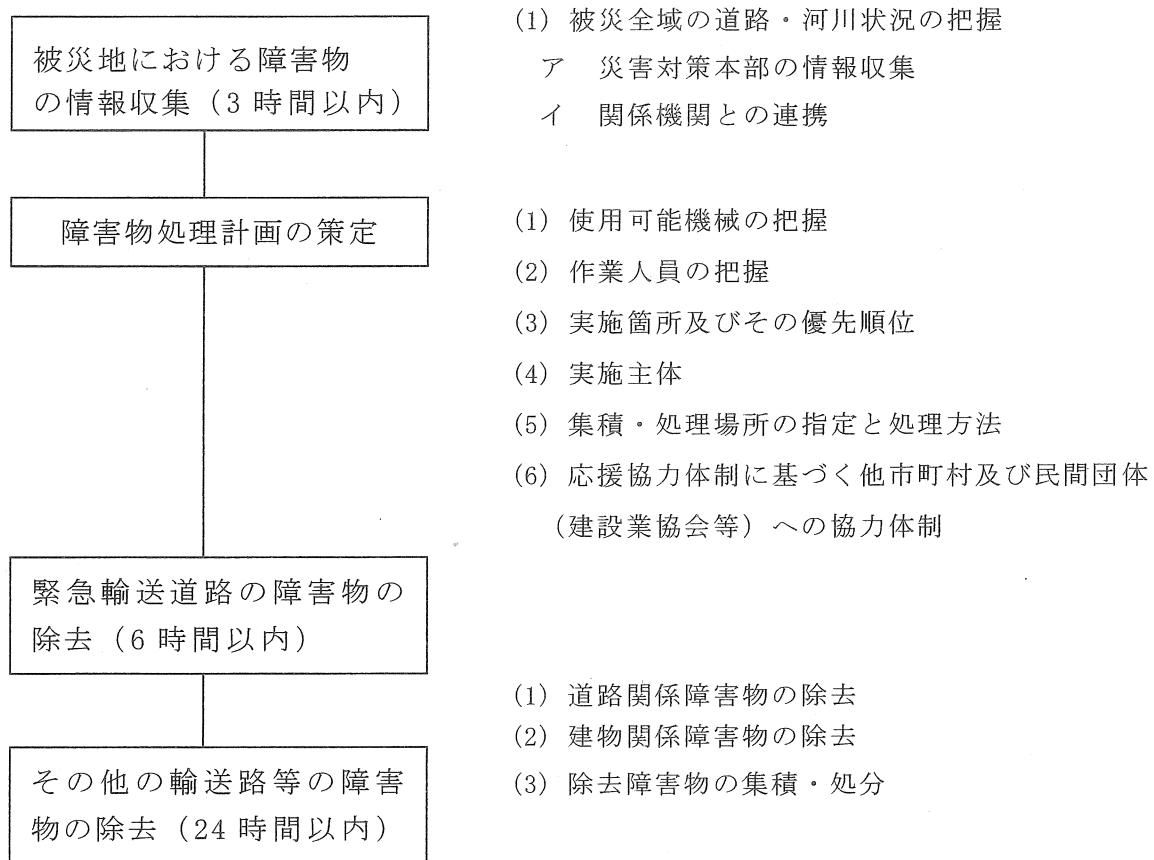
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
胎内市	新潟県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
新潟県（施設管理者）	新潟県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	新潟県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県災害対策本部	胎内市	障害物除去に関する情報
新潟県災害対策本部	施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（地震発生からの達成目標の目安）



4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害物除去を必要とする道路、河川、港等の公共管理施設の情報を収集する。 ・建物関係障害物の情報を収集する。
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災対本部生活基盤対策部に報告する。
河川及び港管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の航路等の障害物の状況を調査し、県災対本部生活基盤対策部に報告する。
胎内市 (地域整備対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の道路上等の障害物の状況及び河川等の公共施設について各関係機関との連携をもとに把握に努め、県災対本部生活基盤対策部に報告する。
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災対本部生活基盤対策部に通報する。

(2) 緊急輸送道路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対 策
新潟県	<ul style="list-style-type: none">・被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。・被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。
道路管理者	<ul style="list-style-type: none">・管理区域の道路の障害物を除去する。・特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。・あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。
河川、港湾及び 港管理者	<ul style="list-style-type: none">・管理区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。
第九管区海上 保安本部	<ul style="list-style-type: none">・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
胎内市 (地域整備対策 部)	<ul style="list-style-type: none">・市道について道路上の車両及び周辺構造物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況調査、除去する。・災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。
応援協定先企 業団体等	<ul style="list-style-type: none">・県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。

第31節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震では、建造物の倒壊、火災、津波等により、多くの死者を出すことがある。胎内市は関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

ア 各主体の責務

(ア) 胎内市

胎内市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うにあたり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(イ) 新潟県

胎内市内の被害状況の把握を行うとともに、胎内市と関係機関との連絡・調整を行う。

(ウ) 県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関

新潟県・胎内市等が迅速に業務を推進できるよう支援するものとする。

イ 活動調整

新潟県災害対策本部（保健医療教育部）、胎内市災害対策本部

ウ 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮策

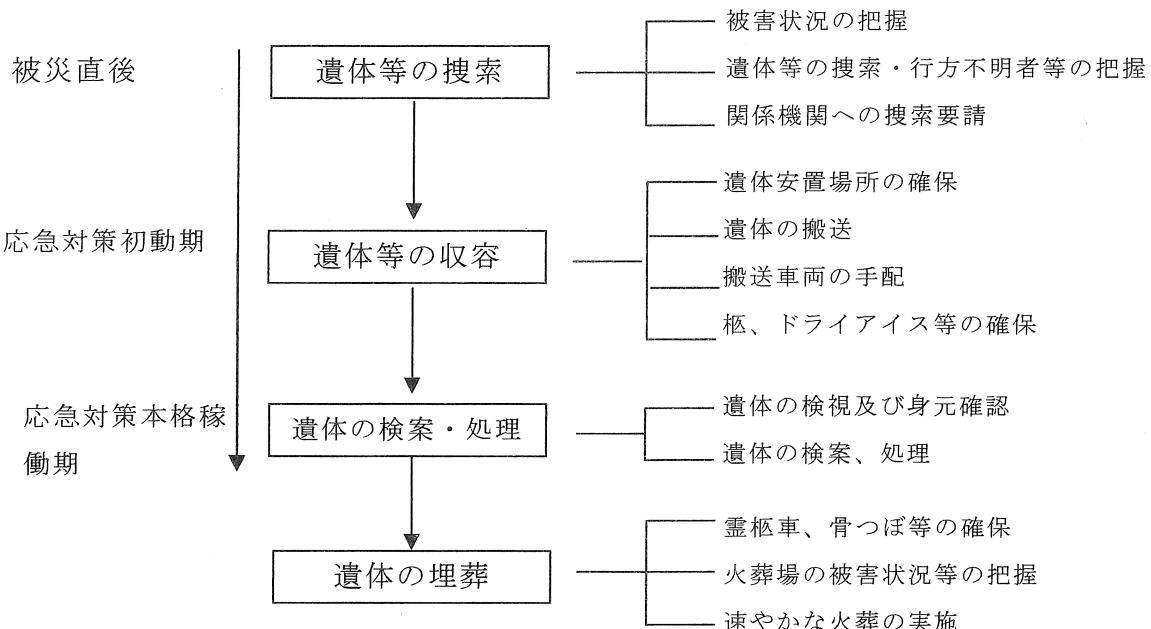
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
胎内市	新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 枢、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 靈柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
新潟県	胎内市(火葬場設置者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割り振りの通知
新潟県	協定先企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊への応援要請(胎内市の要請による) ・ (公社)新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請(胎内市の要請による) ・ 埋葬関係団体に対する枢、ドライアイス等の協力要請(胎内市の要請による) ・ 県内市町村等への応援要請(胎内市の要請による) ・ 胎内市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

実施主体	対 策
胎内市 (衛生対策部)	<ul style="list-style-type: none"> 県警察本部、胎内警察署、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行うものとする。 県に搜索状況を報告するとともに、胎内市からの依頼により自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行うものとする。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市内の被害状況の把握を行うとともに、胎内市(衛生対策部)からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。
新潟県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 遺体等の搜索を胎内市と協力して行う。 県警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに情報の収集を行う。

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策
胎内市 (衛生対策部)	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷等)を確保し、関係機関に連絡するものとする。 搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 胎内市から搬送車両の手配要請があった場合、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 胎内市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。
新潟県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の搬送を行うものとする。
(公社)新潟県 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。
葬祭関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 協定に基づき、柩、ドライアイス等の確保をするものとする。

(3) 遺体の検査及び処理

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 ・所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市の行う遺体の検査・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会に協定に基づき要請する。
新潟県警察本部、第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。
日本赤十字社 新潟県支部、 (一社)新潟県 医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・靈柩車が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 ・死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、新潟県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を新潟県及び胎内市に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・胎内市から靈柩車の手配要請があった場合は、（公社）新潟県 トラック協会、に協力を要請する。 ・胎内市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協力を要請する。 ・胎内市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。
（公社）新潟県 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・靈柩車により遺体の搬送を行うものとする。
葬祭関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・骨つぼ等を確保するものとする。

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、胎内市(衛生対策部)が胎内警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたるものとする。
- (2) 県警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。

6 広域応援体制の整備

- (1) 胎内市(衛生対策部)は、自ら遺体の検索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は新潟県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 新潟県は、胎内市(衛生対策部)から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。
 - ア 新潟県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、胎内市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、胎内市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第32節 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

新潟県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の役割

- (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 胎内市の役割

- (1) 胎内市は、新潟県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。
- (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

4 新潟県の役割

- (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等胎内市への支援を行う。
- (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (6) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。
- (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。

5 公益社団法人新潟県獣医師会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の胎内市・新潟県か

らの要請に備える。

6 一般社団法人新潟県動物愛護協会の役割

- (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

7 動物救済本部の役割

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

(1) ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう胎内市災害対策本部に物資を提供する。

(2) 動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(3) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(4) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。

(5) 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

(6) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(7) 被災動物の健康管理支援

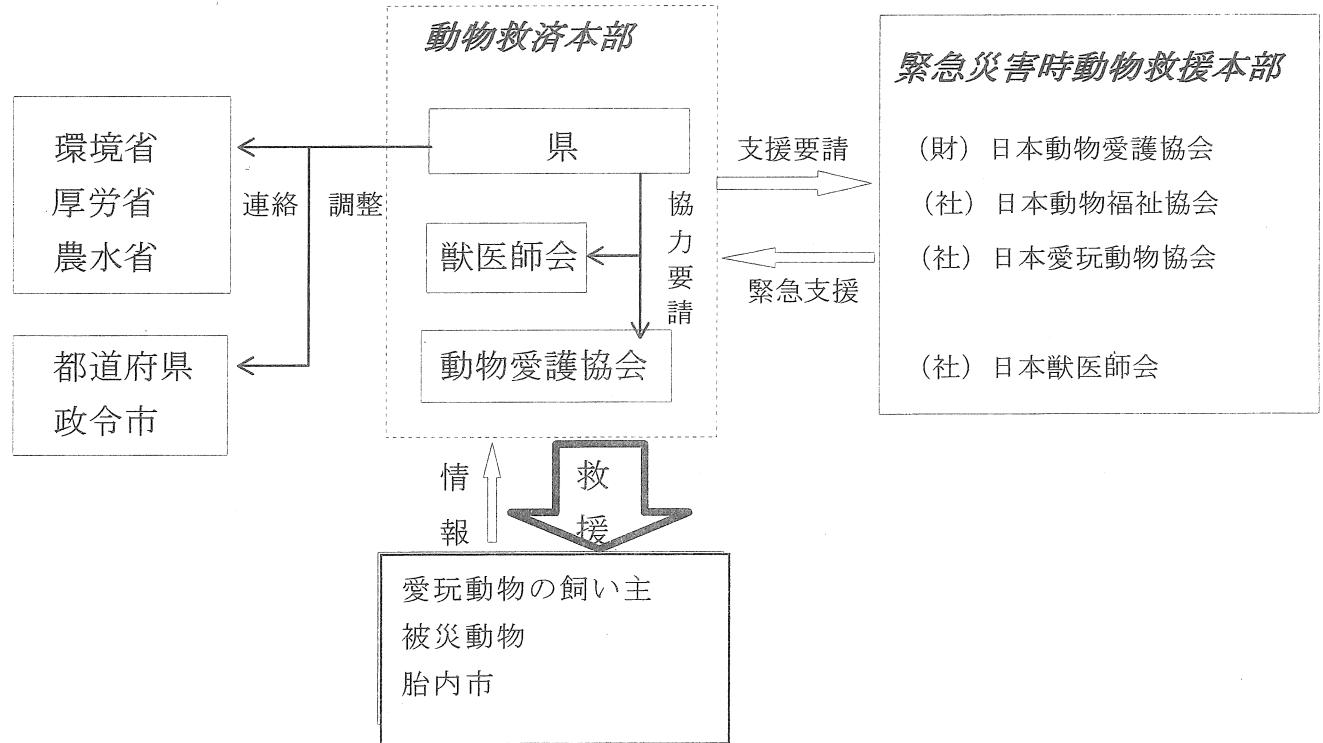
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営

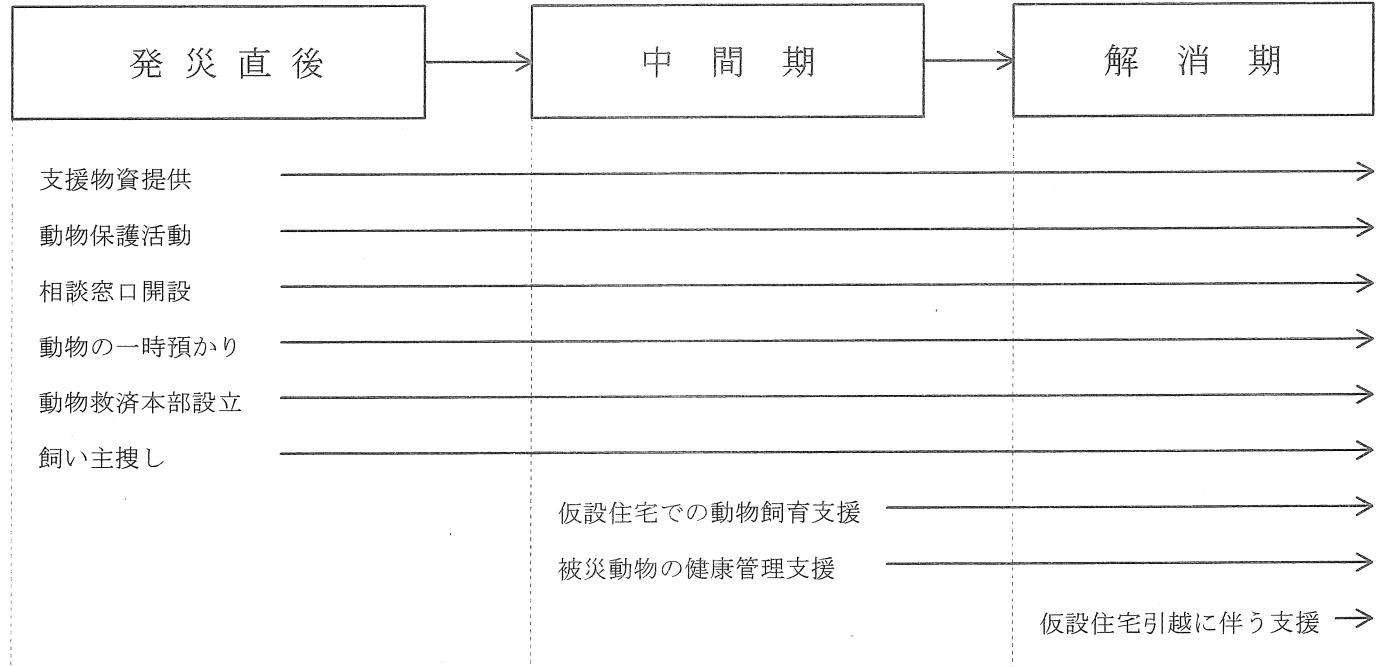
ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

8 組織体系

新潟県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。



9 業務体系



第33節 災害時の放送

1 計画の方針

(1) 放送機関の対応

新潟県内各放送機関は、地震又は津波に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

(2) 緊急放送の要請

新潟県又は胎内市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続きは、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

胎内市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

イ 全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者
日本放送協会	放送部長
株新潟放送	報道担当部長
株新潟総合テレビ	報道部長
株テレビ新潟放送網	報道部長
株新潟テレビ21	報道グループ長
株エフエムラジオ新潟	放送営業部次長

(3) その他緊急を要する情報の提供

胎内市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び解除、並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。

(4) コミュニティ放送局等への情報提供

コミュニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者（以下「コミュニティ放送局等」という）が所在する胎内市は、事前の協定等に基づき、当該コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。

2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

○ NHK新潟放送局

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、地震速報、津波注意報、津波警報等を放送する。

2 緊急警報放送

緊急警報放送は次の場合に限り実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合。

(2) 気象業務法第19条第1項の規定による、津波警報が発せられたことを放送する場合。

(3) 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合

ただし(3)項については、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。新潟県との協定（災害時における放送要請に関する協定）による放送要請についても、同様の判断で放送する。

3 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）

原則として速報するが、住民の避難が既に終了した中で新たな避難情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。

4 災害関連番組の編成

地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

○ BS N新潟放送

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知をうけ、内容を的確に放送する。当社は緊急警報放送の任を負っているので、次の場合、ラジオ・テレビ緊急警報放送を実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたとき。

(2) 気象業務法第19条第1項の規定による津波警報が発せられたとき。

(3) 災害対策基本法第57条の規定により県知事から放送要請があったとき。

ただし(3)項については、放送の形式、内容、時刻、及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。新潟県との協定（災害時における放送要請に関する協定）による放送要請についても同様の判断で放送する。

2 災害特別番組の放送

被害が大きく、平常番組の内容を変更すべきと判断した場合は、特別番組の編成を行い、災害情報番組を放送する。

なお、全社的な震度6クラス対応の「非常事態対策ハンドブック」を平成8年4月に制定し、さらに平成14年6月及び平成18年9月に改定した。

○NST新潟総合テレビ

非常災害が発生した場合は「非常災害マニュアル」により次の放送を行う。

1 緊急災害放送（速報）

地震…新潟県内は震度1以上、新潟県外は震度3以上を速報する。

津波…全国の津波情報（注意報、警報、特別警報）を速報する。

気象警報…新潟県内に気象特別警報・警報が発表された時点で速報する。

2 災害番組編成

速報に引き続き、災害情報の県民への継続的な伝達が必要とされた場合は、災害関連特別番組を編成する。

○TENYテレビ新潟放送網

1 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、連絡を受けた情報を的確に放送する。

2 災害特別番組の編成

災害による被害が大きく、または災害の発生が予想される場合には、必要と判断した時点で、通常番組を中断し、被害状況や対策、今後の予測等を伝える特別番組を編成する。

○UX新潟テレビ21

緊急災害報道体制は、災害の規模に応じて速やかに以下の通りに放送する

1 通常番組内でのスーパー（字幕）速報対応

(1) 新潟県内で震度に関わらず地震を観測した時

(2) 日本海沿岸に津波警報・津波注意報が発令された時（解除も含む）

(3) 気象警報が発令された時（解除も含む）

(4) ニュース担当デスクが速報を必要と判断した時

2 通常番組を中断し、災害特別番組対応

被害の拡大が想定され、県民に的確な情報を伝える必要があると判断される場合は、

「UX緊急報道対応基準」により、通常番組を中断し、災害特別番組を編成する。

○エフエムラジオ新潟

当社「非常災害対策要領」に基き、非常事態の規模および県民への影響度により、「非常事態A」または、「非常事態B」の放送を行う。

1 緊急速報

(1) 災害対策基本法に基づく放送要請があり、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。

(2) 新潟県および胎内市から避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の発令とその解除など、住民の避難に関する情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。

(3) その他、人命救助、災害に関連する情報（地震、風水害、気象、交通、生活情報等）、住民の避難誘導などの情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。

2 災害特別番組の編成

当社「非常災害対策要領」および「災害放送マニュアル」に基づき、必要と判断し

た場合、平常番組を休止して事態に即応した番組編成を行う。

例) 地震の場合、県内震度5強以上・新潟市および近郊震度5弱以上で、状況に応じて通常番組を休止し、特別番組に移行する。

3 防災協定を締結した市町村の場合

当社と「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、市町村からの協力要請に基づき、より緊密な協力をを行い、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の発令とその解除、および関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。

○新潟県民エフエム放送

1 「災害対策要領」に定める災害特別放送規定に基づき、概ね次の場合等に特別放送体制に入る。

- (1) 震度5以上の地震、水害・雪害・台風・津波等の自然災害により、著しい被害が発生し、及びそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 大火災・大事故が発生したとき。

2 災害・事象の規模及び新潟県民への影響度により、概ね次により放送を実施する。

(1) 非常体制 1

大雨洪水警報等の発令又は火災等の発生により大被害の発生が予想される場合動員開始・緊急取材体制・放送送出器の点検、テスト実施・聴取者対策等

(2) 非常体制 2

地震予知判定会が招集された時及び天災地変により大被害の発生が予想される場合又は地震警戒宣言が発令されたとき

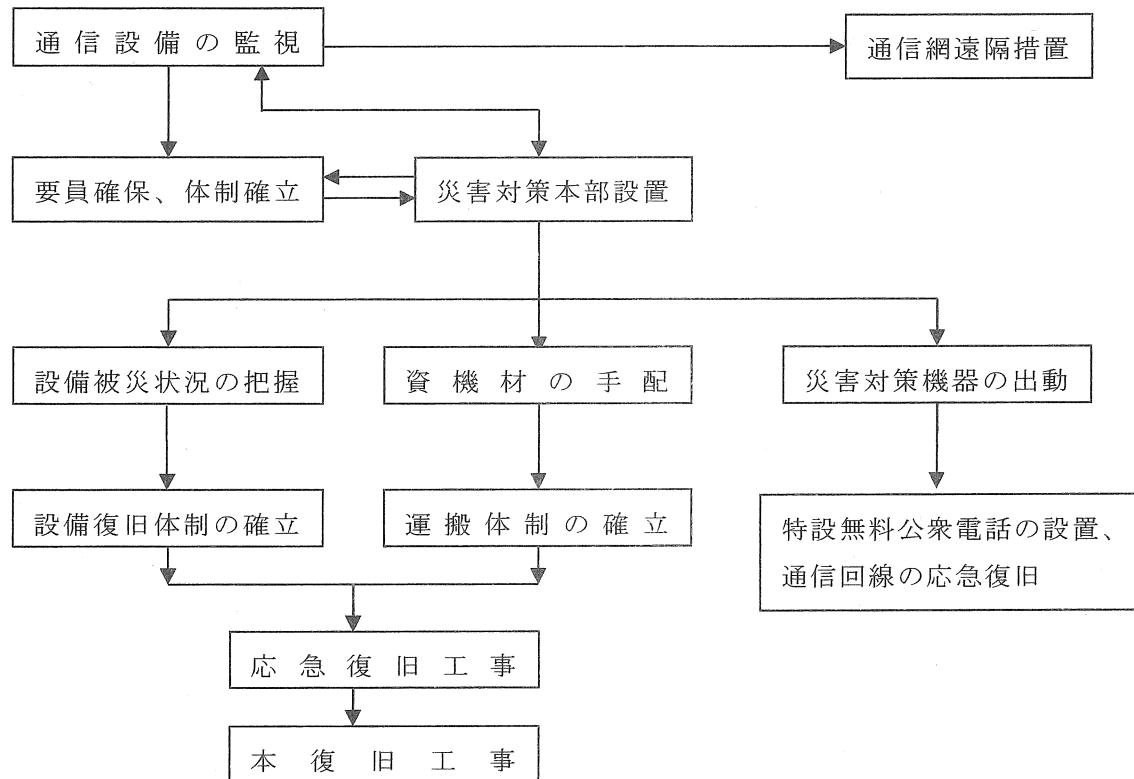
緊急取材体制及び災害特別番組の制作、送出・送信所、中継線等の状況把握又はバックアップ施設等による放送確保・聴取者等の対策等

第34節 公衆通信の確保

1 計画の方針

地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、新潟県、胎内市、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設(NTT東日本/NTTドコモ)応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

新潟県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、新潟県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動基地局車

エ 移動電源車及び可搬電源装置

オ 応急復旧ケーブル

カ ポータブル衛星車

キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、新潟県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

震度6以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選舉管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公

	共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

N T T 東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を來した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況
- (3) 特設無料公衆電話設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T 東日本及びN T T ドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、N T T 東日本本社災害対策室及びN T T ドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

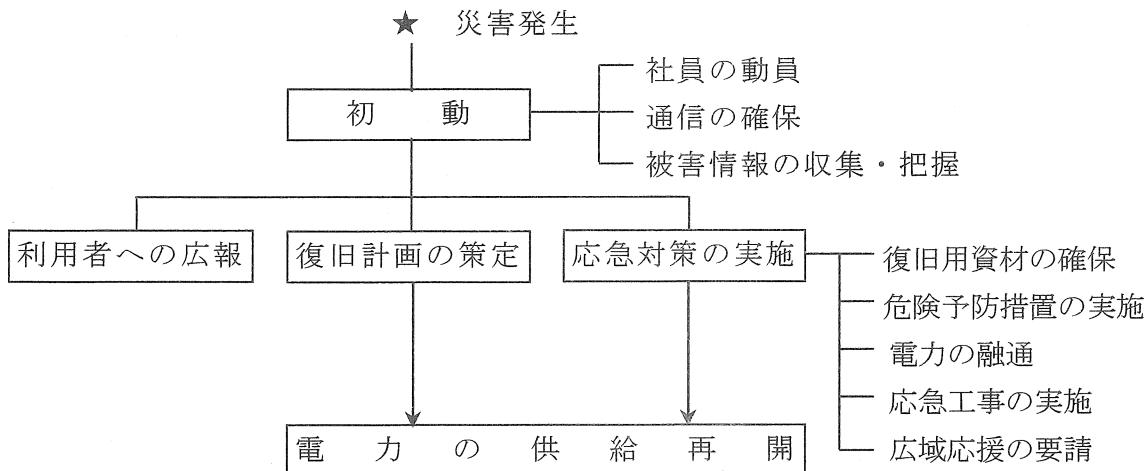
N T T 東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ、各支店災害対策室へ要請する。

第35節 電力供給応急対策

1 計画の方針

電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力は、地震が発生した時は非常災害本部（連絡室）を設置する。

本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、または災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な非常災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2次非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出勤する。

また、被害が甚大で当該店所（新発田営業所）のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 店舗の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、胎内市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県、各市町村の災害対策本部と連係し復旧計画を策定するものとする。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請または派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第36節 ガスの安全、供給対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市民は、ガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

(イ) 胎内市は、二次災害防止のための広報を行う。

(ウ) 新潟県は、L P ガス充てん所及びL P ガス販売事業者（以下、L P ガス事業者という）に対して安全確保の徹底を指導する。

また、二次災害防止のための広報を行う。

(エ) ガス事業者は、次の事項を行う。

- ・ガス供給設備の安全点検
- ・二次災害防止のための広報
- ・被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
- ・都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。
- ・L P ガス事業者は、地震発生後、すみやかに消費先ガス設備の緊急点検を行う
また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
- ・L P ガス事業者は、胎内市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
- ・L P ガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

イ 達成目標

(ア) 都市ガス事業者

地震発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	県への報告
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね14日	供給再開完了（注）

（注） 大規模な被害が生じた場合を除く。

(イ) L P ガス事業者

地震後 1時間	充てん所の被害状況の把握
地震後 3時間	二次災害防止措置
地震後 2日	消費先の緊急点検完了
地震後 3日	充てん所の復旧（注1）
	消費先安全確認完了（注2）

注1 大規模な被害が生じた場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

(2) 避難行動要支援者に対する配慮

ア ガス事業者(新発田ガス㈱)は、避難行動要支援者世帯の緊急点検・安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行う。

イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

市民は、積雪期の地震発生にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPGガス容器やガスマーター一周辺を除雪する。

2 情報の流れ

被災地から

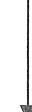
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、消防、警察	ガス事業者	供給等支障状況、停止状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者 (新発田ガス㈱)	新潟県、胎内市、消防、警察	ガス漏れ・事故等発生状況 (軽微なガス漏れを除く。)
ガス事業者 (新発田ガス㈱)	新潟県、胎内市	供給等支障状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
ガス事業者 (新発田ガス㈱)	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ガス事業者 (新発田ガス㈱)	復旧支援団体等	復旧支援の要請

被災地へ

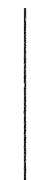
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
ガス事業者 (新発田ガス㈱) 新潟県、胎内市	被災者	二次災害発生防止情報、供給停止状況、供給支障状況、復旧状況及び見込情報
新潟県	ガス事業者 (新発田ガス㈱)	安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者 (新発田ガス㈱)	復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震発生	供給設備の緊急点検 供給停止判断 県への報告 消費先の安全確認、供給再開 供給再開完了	導管等の漏えい修理 供給停止	二次災害防止措置  供給停止状況等
発生後 概ね 14 日			 復旧状況等  復旧完了 広報

(2) L P ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震後 1 時間	充てん所の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理	
3 時間			 二次災害防止措置
2 日	消費先の緊急点検完了		
3 日	充てん所の復旧完了 消費先の安全確認完了		 広報

4 業務の内容

実施主体	対策
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏洩時は換気及び火気には注意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。 ・ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者（新発田ガス株）に通知する。
ガス事業者 (新発田ガス 株)	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を行う。 ・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を行う。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・LPGガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・LPGガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。 ・二次災害防止のための広報を行う。

5 広域応援体制

胎内市は、地震発生に伴い、災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会関東中央部会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって、県ガス協会、日本ガス協会関東中央部会等へ救援要請を行う。

6 利用者への広報

胎内市は、二次災害の防止と円滑な復旧作業を行うため広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア ガス供給停止地区

- (ア) 復旧の見通しとスケジュール
- (イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

- (ア) ガス臭気、漏れ等異常時には新発田ガスへ通報
- (イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問によるチラシ配布

エ 諸官公署への協力要請

第37節 給水・上水道施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、胎内市の個別の被害状況等については、胎内市で対応することを基本とし、新潟県では全般的な被害状況等について対応する。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(イ) 胎内市の責務

胎内市は、胎内市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関する必要な措置を講じる。

(ウ) 新潟県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、胎内市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(エ) 市民の責務

被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ 達成目標（応急給水目標水量）

地震発生から3日以内は1人1日3リットル、1週間以内に20～30リットル、2週間以内に30～40リットルの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

地震発生からの日数	目標水量	用途
地震発生～3日目まで	1人1日3リットル	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30リットル	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40リットル	生活用水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア 積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

イ 中山間地

- (ア) 中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、孤立集落が発生したり、地域全体に大きな被害が生じるおそれがあるため、他のライフライン部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。
- (イ) 中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
胎内市 水道事業者	新潟県 関係機関	<p>自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被災直後 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害、断滅水の状況 ・胎内市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 ②応急復旧開始後 <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
新潟県	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
胎内市 水道事業者	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・断滅水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆ 地震発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)						
直後		<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針 						
～3h								
～6h								
～12h	3 リットル／日 生命維持							
3 日	20～30 リットル 最低生活水量	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">◆応急給水活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 </td><td style="text-align: center;">◆応急復旧活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 </td><td style="text-align: center;">第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水） </td><td style="text-align: center;">第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業 </td></tr> </table>	◆応急給水活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 	◆応急復旧活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧 	第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 	第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業 	第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水） 	第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
◆応急給水活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 	◆応急復旧活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧 							
第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 	第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業 							
第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用（生活用水） 	第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業 							
1週間	30～40 リットル 生活水量の確保							
2週間								
1ヶ月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了						

注) 避難勧告等の解除後は帰宅者が急増する事が予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	<p>胎内市は水道事業者と連絡をとり、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	胎内市は水道事業者と連絡をとり、被害状況（断滅水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について住民に広報、周知するとともに報道機関へ対応する。
新潟県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、県民に広報するとともに報道機関へ対応する。

(3) 緊急措置

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	<p>①二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消防部局へ情報提供し、消火活動へ配慮 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し必要に応じて取水等の停止措置 <p>②被害発生地区の分離</p>
新潟県	<p>二次災害の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について胎内市を通じて市民に周知、指導

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、胎内市は水道事業者と協議して速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報、周知することにより、不安の解消に努める。

また、新潟県は胎内市に対する応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

実施主体	対策
胎内市	①被害状況の見積もり
水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。
	②応援要請の必要性判断
	<ul style="list-style-type: none"> ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。
新潟県	胎内市に対し、応急対策計画の立案、技術支援ができるように応援の要請について配慮する。

(5) 応急給水活動

実施主体	対策
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。
水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、避難場所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。

<胎内市応急給水計画>

胎内市上下水道対策部は、優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び要援護者等に対し、十分に配慮し、被害状況に応じ、地区別に給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。

① 優先順位

医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等へ優先的に給水する。

② 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア 飲料水の確保

(ア) 緊急遮断弁を装備した配水池や貯水槽等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(イ) 災害を免れた水道施設及びろ水器等を稼動し、飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

胎内市が確保している応急給水用資材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資材を調達する。

③ 飲用井戸及び受水槽等による給水

ア 災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は煮沸消毒するよう住民に周知し、また、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

イ 水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は仮設給水栓に準じ給水する。

④ 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

⑤ 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

ア 供給対象者は現に飲料水及び炊事用の水を得ることができない者とする。

イ 適用基準、内容等については本章53節「災害救助法による救助」による。

⑥ 生活用水の確保

ア 胎内市が所有する井戸さらに住民が所有する井戸の設置状況を予め把握し、緊急時に生活用水の給水拠点として使用できるよう配慮する。

イ 工業用水等の水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗水等への利用を図る。

⑦ 地域性及び積雪期への配慮

ア 山間地への給水には自衛隊等による飲料水の空輸、ろ水器による給水を検討する。

イ 積雪期における給水は給水車による運搬給水が困難となることが予想されるため、消雪用井戸水等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

⑧ 要援護者に対する配慮

高齢者等の要援護者、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細やかな給水ができるよう配慮を要する。

(6) 応急復旧活動

実施主体	対策
胎内市 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 他のライフライン担当部局等（道路、上下水道等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 日報、写真等により活動状況を記録する。
新潟県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。

<胎内市応急復旧計画>

胎内市上下水道対策部は優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

① 応急復旧範囲の設定

市災害対策本部による応急復旧は各戸1給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

② 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水本管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。

③ 優先順位

ア 医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

④ 応急復旧資機材の確保

上下水道対策部が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び災害時協定業者等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

⑤ 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。

⑥ 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2mg／リットル以上（結合残留塩素の場合は1.5mg／リットル以上）となるよう消毒を強化する。

⑦ ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、上下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の見積もりを総合的に行い、応急復旧対策計画を的確に策定する。

特に、ガスの復旧に伴い、大幅に水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況を十分に配慮する。

(7) 住民への広報・情報連絡体制

胎内市上下水道対策部は、県及び他市町村と相互連絡体制を確立するとともに、住民に対し、断滅水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

① 第1段階の広報

ア 上下水道対策部は、迅速に、局地的な断滅水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。

イ 報道機関等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

② 第2段階の広報

上下水道対策部は、長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に広報紙、報道機関等を利用し、広報する。

③ 情報連絡体制

上下水道対策部は、被害状況、応援要請、住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。

(8) 恒久対策計画

胎内市上下水道対策部は応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進するものとする。

第38節 下水道施設等応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場、管渠等が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等ができる限り自粛する。

地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 胎内市は、被災時に、ただちに、被災調査、復旧工事に着手する。

被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急処置を講ずる。

下水道等施設が被災をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 新潟県は、市町村の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

流域下水道施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講ずる。

エ 下水道施設等復旧はおおむね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none">住民への情報提供、使用制限の広報処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none">応急調査着手、応急計画策定施設応急対策実施
〃1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none">本復旧調査着手応急復旧着手・完了
〃1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none">本復旧調査完了、本復旧計画策定災害査定実施、本復旧着手

オ 県、胎内市は、被災施設の復旧計画をたて、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復および、復旧事業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 胎内市、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 新潟県、胎内市は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないようする。

(3) 積雪地域での対応

ア 県及び胎内市は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急措置を

講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

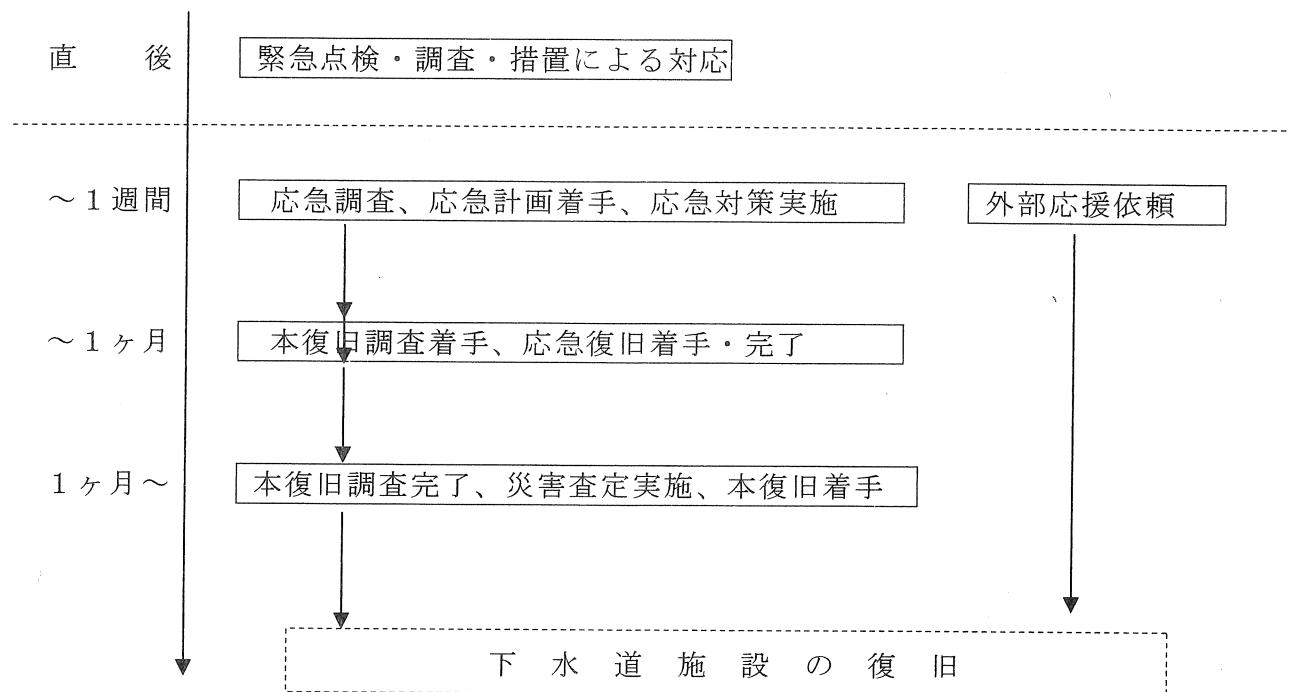
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	胎内市	被災地ニーズ
胎内市	新潟県	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等
新潟県	(協定先)企業・団体、他県、 国、他市町村	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
新潟県	胎内市	支援情報、流域下水道の被害 情報
胎内市	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	対 策
被災者	・マンホール、路面状況、処理場の異常が確認できた場合に自治会

	長・胎内市へ報告する。
胎内市 (上下水道対策部)	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設等、胎内市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施並びに県への報告。 緊急調査に基づく応急復旧計画の策定。 流域下水道関連公共下水道の緊急点検及び緊急調査の実施並びに流域下水道施設管理者の県への連絡及び調整
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 緊急調査に基づく応急復旧計画の策定。 流域関連公共下水道管理者の市町村への連絡及び調整 市町村の被害状況の把握。 被災状況の国への報告・連絡調整。
(公財) 新潟県下水道公社	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県の指示に基づき、被災箇所の特定および必要な応急措置等実施する。
地方共同法人日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県、胎内市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。
(一社) 地域環境資源センター	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県、胎内市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。
(公社) 日本下水道管路管理業協会	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県、胎内市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達および調査実施に協力する。
(一社) 新潟県下水道管路維持改築協会	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策
胎内市 (上下水道対策部)	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 仮設用資材調達に努める。 地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 県に応急復旧状況等を連絡する。 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、流域下水道施設利用を再開する。 仮設用資材調達に努める。 地域住民等に市町村を通じて応急復旧状況等を周知する。 市町村の応急復旧状況等を把握する。 避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。
(公財) 新潟県下水道公社	<ul style="list-style-type: none"> 県の指示に基づき、応急復旧に協力。 県の指示に基づき、仮設用資材調達に努める。

地方共同法人 日本下水道事業団	・新潟県、胎内市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。
(一社) 地域環境資源センター	・新潟県、胎内市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。
(公社) 日本下水道管路管理業協会	・新潟県、胎内市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。
(一社) 新潟県下水道管路維持改築協会	・新潟県、胎内市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。

ア ポンプ施設、処理場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は本復旧工事までの暫定的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置、及び仮設配管の敷設による揚水機能の復旧、固体塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を目的に行う。

イ 管渠施設の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの暫定的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策
胎内市	・新潟県に支援、応援を要請する。 ・協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受け入れ態勢をつくる。
新潟県	・協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受け入れ態勢をつくる。

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策
胎内市 (上下水道対策部)	・災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。

	<ul style="list-style-type: none">・地域住民等に本復旧状況等を周知する。・避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none">・災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。・災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。・本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。・地域住民等に市町村を通じて本復旧状況等を周知する。・避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。
(公財) 新潟県下水道公社	<ul style="list-style-type: none">・県の指示に基づき、本復旧に協力。・県の指示に基づき、仮設用資材調達に努める。
地方共同法人日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none">・新潟県、胎内市からの要請に基づき、本復旧に協力する。
(一社) 地域環境資源センター	<ul style="list-style-type: none">・新潟県、胎内市からの要請に基づき、本復旧に協力する。
(公社) 日本下水道管路管理業協会	<ul style="list-style-type: none">・新潟県、胎内市からの要請に基づき、本復旧に協力する。
(一社) 新潟県下水道管路維持改築協会	<ul style="list-style-type: none">・新潟県、胎内市からの要請に基づき、本復旧に協力する。

第39節 工業用水道施設応急対策

1 計画の方針

工業用水道の給水先には、社会・経済に不可欠な石油化学、石油精製、鉄鋼、金属等の産業のほか、市民生活に直接結びついているライフラインの電力等も含まれている。これらの産業の生産中断は、地域経済のみならず直接市民生活にも多大な影響をもたらす。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。

2 業務の内容

(1) 活動体制の確立

地震発生後直ちに、あらかじめ定めた基準等により職員を動員するとともに、必要に応じて災害対策組織等を設置して、活動体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

地震発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

(3) 応急措置

被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

(4) 利用者等への連絡

ア 受水企業への連絡

施設が被災した場合、受水企業に被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等を速やかに連絡する。

イ 一般住民への広報

一般住民にも被害が及ぶことが予想される時は、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(5) 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、本復旧に長時間要する場合は、急を要するものから仮復旧を行う。

埋設管路等は道路に電気、ガス、上水道関係と一緒に配管されている場合が多いため、復旧計画の策定に当たり、これらの機関と調整を図りながら決定する。

3 事業者間の相互協力

各事業者は、それぞれの応急対策を第1に行う必要があるが、可能な範囲で他の事業者と情報交換を行い、甚大な被害が発生したことにより他からの支援を求める事業者がある時は、相互に協力して早期復旧に努める。

第40節 危険物等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 事業者等の責務

地震等による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ 消防機関等の責務

地震等による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

ウ 胎内市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。

エ 新潟県の責務

地震等による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、胎内市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

オ 達成目標

地震等による被害を最小限にくい止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、有害物質取扱施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防機関	新潟県 胎内市 新潟県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
新潟県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	新潟県 消防機関 胎内市 新潟県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
新潟県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部東北支部 ・北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

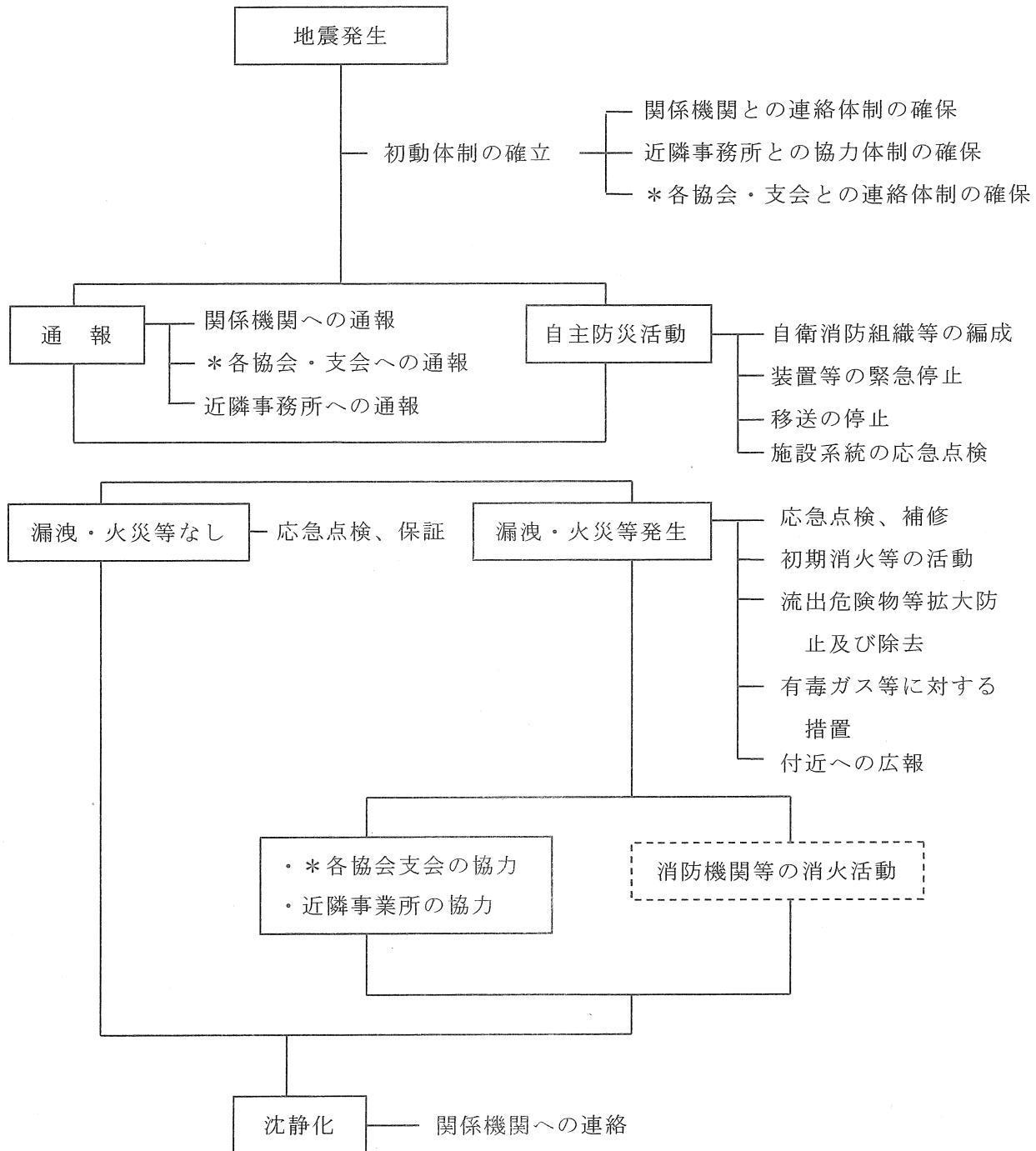
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	新潟県	防災資機材の調達可能量等
新潟県	消防機関 胎内市	・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

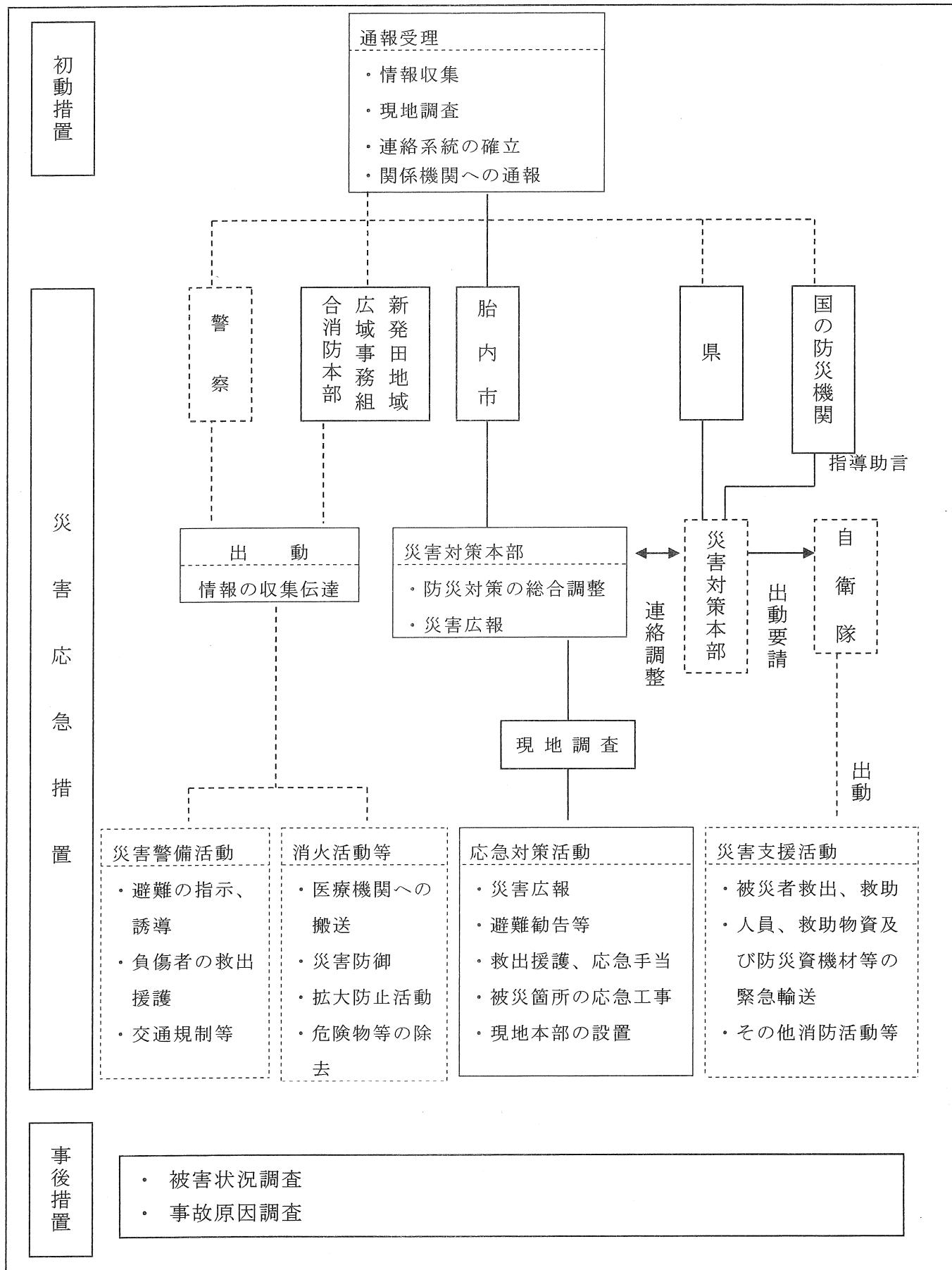
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	新潟県	防災資機材の調達可能量等
新潟県	胎内市 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系 (*は高圧ガスのみ)



(2) 国、県及び胎内市



4 業務の内容

(1) 地震発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 地震発生時には直ちに応急点検を実施する。 ② 地震により被害を受けた場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 ③ 地震により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ④ 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。 ⑤ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、胎内市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の被害状況を把握し、新潟県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。

(2) 地震発生時の個別対応

実施主体	対 策
火薬類取扱事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取扱事業所は、災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全地域に移し、見張人をつけ関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。
高圧ガス取扱事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。
有害物質取扱事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出、地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示、被害状況調査を行う。
放射線施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、周辺を危険区域に設定し、関係者以外の者の立入りを禁止するとともに、放射線被害を受けた者又はそのおそれのある者

	がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう指示する。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 ・毒物劇物保管施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物保管施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収又は毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。 ・有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
高压ガス 関係協会	<ul style="list-style-type: none"> ・高压ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高压ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに胎内市又は消防機関、県警察、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。
第九管区海上 保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等積載船舶に対する移動命令、又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。
国及び新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対 策
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

胎内市(総務 対策部)及び 消防機関	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災 害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等に より広報するとともに、新潟県及び報道機関の協力を得て周知の徹底 を図る。
新潟県	・関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広 報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知 の徹底を図る。
第九管区海上 保安本部	・危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶等に対し危険が及ぶおそれ がある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又 は禁止等を周知する。

